

仕 様 書

1 業務名称

令和7年度和歌山体験型観光魅力発信委託業務

2 事業説明

和歌山県の体験型観光の魅力発信を行うためPR動画を制作しSNSを介して効果的に県外に向けて発信する。

3 業務内容

(1) 動画制作、納品

受託者は、撮影映像素材や過去に撮影された和歌山県映像コンテンツを活用した観光PR用の動画コンテンツを制作し、使用映像素材も含め、県内各地のアクティビティ体験PR動画(約1分)を15本以上成果品として県公式TikTokアカウントにより配信するとともに、データで県に納品するものとする。

①内容及び構成

ア 制作する動画コンテンツの内容や規格等については、撮影映像素材や社会情勢等も考慮し、県と協議のうえ決定し、制作するものとする。

イ 内容に即した出演者を起用するなど、ターゲットが具体的な旅をイメージできるような構成とすること。

ウ ドローンなど、動画制作するための最新鋭の機材や映像技術を活用するなどして、視聴者の心をつかむような動画に仕上げるものとする。

エ 動画は、県公式TikTokにアップしている動画と類似のテイストで制作すること。

オ 制作した動画は県公式TikTokアカウントにより計画的に配信すること。

カ 配信におけるスケジュールについては県と協議のうえ決定し配信すること。

キ 投稿した動画にコメントがあった場合は適切な返信を実施すること。

ク 費用には、体験に係る経費、交通費、宿泊費、モデル謝金等を含む。

ケ 動画コンテンツの納品にあたっては、事前に制作した動画コンテンツの映像・ナレーション・テロップ等内容の一切について、県における内容確認及び修正指示の機会を複数回設け、県の了解を得たうえで行うものとする。

②工夫

再生回数やフォロワー数が伸びるよう工夫を凝らした動画を制作すること。

③著作権

ア 動画コンテンツの制作は、BGM等音楽素材の使用に際し、基本的にオリジナル又はフリ

一音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手續は受託者において行うものとする。

イ 納品された成果品の所有権、著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む）、利用権は、県に帰属するものとする。

（2）広告配信

契約期間中、（1）で制作した動画について、下記のとおり広告配信を行うものとする。

ア TikTok 約1分のPR動画×3本配信以上

イ 配信期間や方法については、可能な限り県の希望に沿った形で、県と受託者との協議により行うものとする。

（3）番組放送

契約期間中、地上デジタル放送媒体を活用し和歌山県のPRを行うものとする。放送月や時間帯については、可能な限り県の希望に沿った形で、県と受託者との協議により番組放送枠を確保するものとする。

（4）その他留意事項

ア 上記（1）から（3）に係る費用は全て委託費に含まれるものとする。

イ 納品された成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、県の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、県に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

ウ 県は、納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、SNS、放送番組等のあらゆる媒体、手段・方法により公表（公開、放送等）することができることとする。

エ 納品された成果品は、県が認めた第三者が、和歌山県の観光の魅力を広く紹介・PRすることを目的に二次利用する場合がある。

オ 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による納品された成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受託者の負担とする。